

健康

今だけ、ここだけ、笑うだけ！
「落語de認知症予防」

落語愛好家としても活躍する講師が創作落語を交えて、脳の機能低下や認知症を予防する生活や工夫について楽しく話します。対市民の方。時9月6日(土)午前10時～11時45分。場女性総合センター1階ホール。都立松沢病院精神科、リハビリテーション科医師・新里和弘さん。定180人(申込順)。申7月25日(金)から電話か電子申請で健康推進課保健事業係。☎(527)3272へ



みんなの力で守ろう！かけがえのない命～ゲートキーパー養成講座

生きづらさを抱えている方や自殺を考えている方のSOSに気づき、必要な支援につなげるゲートキーパーを養成します。対市内在住・在勤・在学の方。時9月4日(木)午後1時30分～3時30分。場市役所1階101会議室。都立公認心理師・久持修さん。定40人(申込順)。申7月25日(金)から電話か電子申請で健康推進課保健事業係。☎(527)3272へ

キラキラ☆歯育て～1歳からはじめる親子歯みがき教室

幼児期に大切な栄養と虫歯予防について学び、歯磨きの実習をします。対1歳～1歳2か月の子どもと保護者。時①令和6年6月～8月生まれ＝8月19日(火)②令和6年7月～9月生まれ＝9月16日(火)、いずれも午前10時～11時30分。場子育て支援・保健センター。定各15組(申込順)。申7月25日(金)から電子申請で申し込んでください。場子ども家庭センター子ども健診係。☎(527)3234



休日・夜間診療

●保険証、医療券等をお持ちください。

休日急患診療所(内科・小児科) ☎(526)2004
子育て支援・保健センター1階
▷日曜日・祝日＝午前9時～午後8時45分(受付時間)

歯科休日応急診療所 ☎(527)1900
子育て支援・保健センター1階
▷日曜日・祝日＝午前9時～午後4時45分(受付時間)

立川市・立川病院 小児科救急室 ☎(523)2677
立川病院内
▷月曜・水曜・金曜日(祝日を除く)＝午後7時30分～10時(受付時間)

24時間電話案内
医療機関案内「ひまわり」 ☎03(5272)0303
救急相談センター ☎(521)2323
携帯電話・プッシュ回線からは ☎#7119も利用できます。

スポーツ

市民体育大会

参加資格、申込方法、費用などは「立川市スポーツ協会」のホームページをご覧ください。

●ソフトテニス 時▷一般の部＝9月7日(日)▷中学男子の部＝10月5日(日)▷中学女子の部＝10月12日(日)▷中学対抗戦＝令和8年2月28日(土)、いずれも午前9時から。場泉町庭球場。場立川市ソフトテニス連盟・鎌田さん。e ta chikawa.softtennis@gmail.com

●ゲートボール 時▷オープンの部＝9月7日(日)▷地区対抗の部＝9月21日(日)、いずれも午前9時から。場砂川中央地区北多目的運動広場。場立川市ゲートボール協会・栗原さん。☎080(5173)4514

●合気道 時9月20日(土)正午から。場練成館。場立川市合気道会・森谷さん。☎080(7525)7540

●テニス(シングルス・シニアダブルス) 時▷一般男子Aの部＝9月27日(土)▷一般男子Bの部＝9月21日(日)▷一般女子Aの部＝10月11日(土)▷一般女子Bの部＝9月23日(火・祝)▷中学生男子の部＝9月23日(火・祝)▷中学生女子の部＝10月11日(土)▷シニアダブルスの部＝11月1日(土)。場泉町庭球場

ほか。場立川市テニス連盟・山崎さん。☎(536)6798

●バレーボール(地区対抗の部) 時▷一般女子＝9月21日(日)午前9時20分から▷一般男子＝11月30日(日)午前9時20分から。場泉市民体育館。場立川市バレーボール連盟・五十嵐さん。☎(524)5559

●陸上競技(オープン・地区対抗の部) 時10月26日(日)午前9時から。場立川公園陸上競技場。場立川市陸上競技協会・横田さん。☎090(5578)3651

熱中症にご注意！

- 外出時は日傘・帽子を活用しましょう。
- 室内にいても水分をこまめにとりましょう。
- 無理をせず、適度にエアコンなどを使いましょう。



ホームゲームを応援しよう!!

市内で開催される公式戦日程をお知らせします。くわしくは、「立川アスレティックFC」のホームページをご覧ください。



●立川アスレティックFC ▶名古屋オーシャンズ戦＝8月3日(日)午後4時30分試合開始。場アリーナ立川立飛

市民体育館

8月の個人利用日

▶午前＝午前9時～午後0時30分▶午後I＝午後0時30分～4時▶午後II＝午後4時～7時30分▶夜間＝午後7時30分～11時

泉市民体育館 ☎(536)6711

- 7日(第1木曜日)は無料の個人開放日です。
- 6日は大会のため、体育室の個人利用はできません。
- 第1体育室(卓球・バドミントン・ミニテニス)＝2日・7日(無料)・10日・13日・16日・20日・27日
- 第2体育室▶卓球・バドミントン＝4日・11日・18日・24日・25日(24日以外は午前・午後Iのみ)▶バスケットボール＝4日・11日・18日・25日(いずれも午後II・夜間のみ)

消費者の目

「初回で解約可」のはずがお得なクーポンを使ったら解約できない!? ネット通販の定期購入トラブルにご用心 第218回

相談事例

スマートフォンで「初回1,980円 回数縛りなし」という痩身サブリのSNS広告を見て、初回で解約できると思い申し込みました。初回の商品が届いた後、2回目以降の解約を申し出たところ、「特別割引クーポンが利用されており、4回(総額3万円)の購入が必要な定期購入のコースに変更されているため、解約できない」と説明されました。確かに、注文完了後「1,000円引き」のクーポンが表示され、お得になると思い利用しましたが、回数縛りのコースに変更されるとは思いませんでした。初回で解約できませんか。(30代女性)

回数縛りなしという広告を見て注文した直後、「特別割引クーポン」「プレゼント特典付き」などの表示が現れ、お得だと思って「利用する」を選択したら、回数縛りの定期購入に変更されていた、という相談が多く寄せられています。

「特別割引」などの表記は消費者にとって魅力的で、お得ならとつい利用してしまいがちですが、最初に申し込んだ契約内容(購入回数、総額、解約の条件)が変更されないか、必ず確認してください。クーポン利用後の最終確認画面※に、通信販売を規制する特定商取引法に定められた事項がなければ契約の取消を求めることができます。

今回の事例では、センターより相談者に最終確認画面について説明したところ、相談者は見た覚えがなく、もし

回数縛りの契約に変更されるのであれば契約しなかったと話しました。事業者はその旨を伝えて交渉するように助言したところ、定価との差額を支払って初回で解約することになったとの報告がありました。

通信販売はクーリング・オフの適用はなく、解約返金は事業者が定めた規約に従うことになります。特にインターネット通販の場合は、契約前に契約内容や解約条件の確認を十分に行い、広告画面や最終確認画面はスクリーンショットで保存することを心がけましょう。

※消費者が「注文確定」の直前段階で契約の条件や購入価格などの契約事項を確認できる画面のこと。最終確認画面の申込ボタンをクリックすることにより、契約の申込が完了する。

困ったときは

立川市消費生活センター ☎(528)6810へ
相談は、市内在住・在勤・在学の方が対象です。

